

## 【令和元年第3回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和元年6月27日 文教委員長 河野 ゆかり

### ○「議案第79号 川崎市区民会議条例を廃止する条例の制定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

#### \* 本議案と川崎市自治基本条例第22条の区民会議に関する規定の関係について

川崎市自治基本条例第22条は、区民によって構成される会議を設置することを制度の枠組みとして規定したものであり、これを具現化したものが川崎市区民会議条例に基づく区民会議である。本議案は区民会議条例を廃止するものであるが、自治基本条例第22条の理念は重要であると考えており、引き続き制度の具体的な在り方について検討していきたいと考えている。

#### \* 自治基本条例第22条における「区民会議」の用語解釈について

自治基本条例は制度の在り方について定めるものであり、その実現には個別の条例による制度化が求められるところである。このことから、第22条における「区民会議」は「区民によって構成される会議」の略称であり、特定の会議体を指すものではない。

#### \* 廃止される区民会議を代替する区民によって構成される会議体を設置することへの考えについて

自治基本条例で示す「区民によって構成される会議」については、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」で示している「ソーシャルデザインセンター」及び「まちのひろば」の取組を進めるとともに、「新たなしくみ」として市政又は区政に地域の声を届ける仕組みについて検討していきたいと考えており、別途、提示する予定である。

#### \* 各区で区民会議が実施されていた期間及び休止となった時期の差異について

区民会議は平成18年4月の条例施行に伴って各区同時に設置されて以降、6期12年間実施された。区によって委員の任期の始期及び終期並びに区長への提言を行うスケジュールに差異があったものの、「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」検討方針における区民会議休止の方針に基づき、現在は全ての区民会議が休止状態となっている。

#### \* 区民会議の代替となる機関等が明確に示されない段階で区民会議を廃止する理由について

区民会議の廃止を本年3月に決定した事実があるため、本定例会において、その存在の裏付けとなる条例の廃止を提案したところである。自治基本条例第22条で示している住民の市政への参加の理念については重要と考えており、具体的には、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」で示している「ソーシャルデザインセンター」等の取組と連携して検討していきたいと考えている。

#### \* 川崎市総合計画・第2期実施計画期間中に検討していくとしている「ソーシャルデザインセンター」等の制度設計のスケジュールについて

区における市政への住民参加の在り方に関する検討については、遅くとも川崎市総合計画・第2期実施計画期間中に行っていく予定であり、できるだけ早く制

度設計を行い、示していきたいと考えている。

**\* 多摩区で先行実施している「ソーシャルデザインセンター」の取組におけるスタッフについて**

多摩区における市民参加による検討会は、公募により地域のNPO法人、元区民会議委員、多摩区まちづくり協議会委員、認知症カフェの主催者等で構成され、「ソーシャルデザインセンター」等の運営手法を検討している段階にあり、スタッフについては今後の検討課題となっている。

**\* 「ソーシャルデザインセンター」のスタッフに対する本市職員の関与について**

多摩区の事例においては、区役所の職員を事務局と位置付けているわけではないが、検討会において議論された内容を一つ一つ形にしていく際には、補助的に関与していく予定である。

**\* 「新たなしくみ」に係る先行的な取組に対する今年度の予算措置及び主な使途について**

今年度の予算額は市全体で約1,000万円であり、使途については、参加する市民の方々と検討していくところであるが、有償のコーディネーターも重要だと考えている。

**\* 平成28年3月に策定された「コスギ・コミュニティビジョン2040」の詳細及び同資料が本市ホームページへ掲載された日付が令和元年5月であることについて**

「コスギ・コミュニティビジョン2040」は武蔵小杉駅周辺におけるタワーマンション増加を背景として、コミュニティの形成に係る協議会で作成したものであり、本市の計画に位置付けられていないものである。ホームページへの掲載が令和元年5月であることについては、本市が同ビジョンについて、計画を推進する上での一部分として位置付け、関与していくことが決定されたタイミングで更新されたものである。

**\* 「コスギ・コミュニティビジョン2040」の策定に対する本市の関与の有無について**

策定を行った協議会において本市は構成員として位置付けられており、作成への関与はあったが、作成の時点では、同ビジョンを本市の計画として位置付けていなかった。

**\* 「コスギ・コミュニティビジョン2040」で使用された表現が「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」において散見される理由について**

共通した表現について、「バックキャスト」は一般的な用語であること、「希望のシナリオ」は助言を求めた有識者が同一の大学教授であることが理由であり、「コスギ・コミュニティビジョン2040」を模倣したものではない。

**\* 参考とした「コスギ・コミュニティビジョン2040」等について「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を示した当初に言及がなかったことについて**

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の策定に当たっては、本市におけるコミュニティ行政に係る事業の検証を行っており、例としては、幸区及び高津区におけるマンションコミュニティの課題に対する実験的な対策、まちづく

り局における空き家対策の事業等、さまざまな事例が挙げられる。「コスギ・コミュニティビジョン2040」はそれらの事例の1つの位置付けであるが、これらについて検証を行い、参考としたことについて、文教委員会等において説明を行っていなかったことは、申し訳なかったと考えている。

**\* 「コスギ・コミュニティビジョン2040」の検証結果について**

武蔵小杉駅周辺地区においては、増加したタワーマンションに町内会・自治会が形成されないことが1つの課題となっているが、同ビジョンに基づく取組として、地域コミュニティ形成に向けたイベント等を現在進行形で実施している状況である。個々のイベント等については、集客などの視点から、一定の評価ができるものと考えているが、地域コミュニティの形成につながっているか否かという検証を行えるほどには至っていない段階である。

**\* 市民提案型協働事業及び同審査委員会について**

市民提案型協働事業及び同審査委員会については、区民会議の廃止に伴う諸改正の上で存続される場所であるが、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」において、中長期的な視点で事業自体の見直しを行うこととしており、現時点では、永続的に存続していくこととはしていない。

**\* 川崎市附属機関設置条例における市民提案型協働事業審査委員会委員の選出対象が区により異なる理由について**

市民提案型協働事業は平成20年の川崎市協働型事業のルール策定などを受け、各区で順次開始されたものであるが、区ごとに委員の選出対象を定めており、平成27年の川崎市附属機関設置条例の制定に当たって、区ごとの定めをそれぞれ条例に反映させたことから、差異が生じているものである。

**\* 川崎市中原区及び麻生区市民提案型協働事業審査委員会委員の選出対象とされている「関係団体の役職員」の具体例について**

関係団体の例として、町内会連絡協議会、区社会福祉協議会等が挙げられる。

**\* 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に対する地域の各関係団体の理解の促進について**

地域の各関係団体に対しては丁寧の説明を行うよう取り組んでいるが、十分に理解されていない状況も見受けられるため、理解を得られるよう、引き続き丁寧に説明していきたいと考えている。

**\* 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」における「地域レベル」の区分とされる小学校区が区をまたいでいる場合の考え方について**

「地域レベル」の区分を小学校区とすることは1つの例であり、小学校区に限定することなく、地域の実情に応じて区分を設定することが可能である。

**《意見》**

- \* 区民会議条例が制定された際、自治体の責務は住民の福祉の増進であるとの考えから、区民会議については、住民自治の充実、区役所機能の強化及び住民参加の拡大を推進するものとするよう求め、賛成してきたところである。本議案についても賛成の立場であり、区民会議に代わる新たな取組についても、引き続きこれらについて推し進めるものとしてほしい。**

- \* 中長期的な視点で構わないので、市民提案型協働事業審査委員会委員の選出対象については検討してほしい。
- \* 区民会議は既に休止しており、本議案に対して反対するものではないが、代替となる機関に関する内容を含む「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の推進に当たっては、区ごとの取組に差異が生じないように配慮して進めてほしい。
- \* 本議案については技術的な側面での区民会議の廃止と捉えており、賛成するものであるが、区民会議が地域の意見を吸い上げる一定の成果を上げていたことは、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の策定に向けて実施されたアンケート結果に示されており、代替する「新たなしくみ」の制度設計に当たっては、自治基本条例第22条の理念をしっかりと踏襲したものとしてほしい。
- \* 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の策定に当たって参考とした本市の各地域における取組等とその検証結果は非常に重要であり、今後は議会に対して必ず丁寧に説明を行ってほしい。
- \* 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の目指す理念は壮大であり、その実現は旧区民会議よりもハードルが高いものである。既存のステークホルダーをないがしろにすることのない丁寧な対応及びサポートを行う市職員の人材育成を含め、万全な体制を整えて進めてほしい。
- \* 学区の大半が幸区である中原区の下河原小学校では中原区の情報ばかりが寄せられている状況があり、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」における「地域レベル」のエリア区分の設定に当たっては、このような地域の事情に対して配慮してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第80号 川崎市住居表示に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 住居表示台帳等の写しの開示請求者の属性について

一般市民からの開示請求はなく、平成30年度については地図業者4社からなされた状況である。

\* 平成30年度に4社からなされた開示請求の対象となった写しの合計枚数について

合計で1,933枚である。

\* 住居表示台帳等の写しの開示請求の際に徴収している実費額について

CD-ROMに格納して交付しており、その実費額である100円を徴収している。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第84号 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の制定について」

## 《主な質疑・答弁等》

### \* 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の制定理由について

「新たな公立保育所」のあり方基本方針に基づき、地域における公の子育て拠点の設置を目的に、施設、人及び場所の面における子育て等支援の強化・充実のため、川崎区を皮切りに本施設の設置を進めており、これを具現化した条例として制定するものである。

### \* 新たに一時預かり保育を実施することとした理由について

現在、民間で行われている一時預かり保育は需要が高く、利用できないケースも生じており、その補完としての役割とともに、公立保育所として緊急一時的な保育を要するケースの対応を行うことを目的としている。

### \* 一時預かり保育の実施に当たり予定している利用料について

現在民間の保育所で実施されている一時預かり保育と同額を予定しており、1歳未満児は月額2,900円、3歳未満児は月額2,500円、3歳以上児は月額1,500円である。なお、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯についてはその全額を免除する予定である。

### \* 一時預かり保育の実施に伴うマンパワー不足への対応について

職員配置基準にのっとり、人員を増員して対応する予定である。

### \* 議案に具体的な施行期日が記載されていない理由について

川崎区保育・子育て総合支援センターの開設は本年9月を予定しており、保育所及び地域子育て支援センターについては開設日から稼働するが、一時預かり保育等、新規の事業については一定の準備期間を要するため、開設と同時ではなく、11月頃からの稼働を予定していることによるものである。

### \* 一時預かり保育等の新規事業の開始が遅れることに関する議会宛ての報告の有無について

報告は行っていなかった。

### \* 川崎区保育・子育て総合支援センターの設置に伴う人員配置及び保育士数の変更について

保育所等の既存部分については人員配置に変更はないが、新規事業である一時預かり保育事業等の部分については人員増となる予定である。また、保育士については3人の増員となる見込みである。

### \* 各区における保育・子育て総合支援センターの設置に関する人員配置を含めた考えについて

保育・子育て総合支援センターの設置については川崎区を皮切りに各区へ展開していく予定であるが、川崎区におけるセンターの設置内容を標準として、それぞれ各区の特徴に合致した施設となるよう検討し、推進していきたいと考えている。人員配置についても、各区の施設規模に合わせた検討が必要であり、適切に対応したいと考えている。

### \* 本市北部における保育・子育て総合支援センターの設置について

川崎市総合計画・第2期実施計画において保育・子育て総合支援センターの設置は川崎区及び中原区の2区で予定されているところであるが、次期実施計画に

において以降、全区展開に向けた整備計画を策定したいと考えている。

**\* 保育・子育て総合支援センターの機能及び民間委託の考え方について**

本市における行財政改革の「民間でできることは民間へ」の考えは本施設に対しても踏襲しているものの、「新たな公立保育所」のあり方基本方針に基づいた「地域の子ども・子育て支援」の機能、「民間保育所等への支援」の機能及び「公・民保育所人材育成」の機能の3つを担うとともに、保育所を備えた公の地域の子育て支援拠点として保育・子育て総合支援センターを運用していく考えである。

**\* 今後の保育・子育て総合支援センターの整備の考え方について**

「新たな公立保育所」のあり方基本方針に基づき、公立保育所を各区3園とし、各区に保育・子育て総合支援センターを整備していく考えである。

**\* 条例第3条第2号に規定された「保育所、小学校その他関係機関との連携及び連絡調整に関すること。」の具体的な内容について**

子育て施策については、地域における連携が必要であると考えており、第3条第2号の規定は、保育・子育て総合支援センターが持つ保育所及び地域子育て支援センター等施設と関連した、区役所、児童相談所、小学校、中学校等との連絡調整を想定したものである。

**\* 条例第3条第3号に規定された「保育所の職員等の資質を向上させるための講習会、研修会等」について**

公立・民間を問わず参加を可能としており、参加者のスキル等に合致した内容で行うことを目指している。職員数が少ないこと等により平日の昼間に開催される講習会、研修会等に職員が参加することが難しい園に対しては、現在も行っている園への出前研修を継続して実施する予定である。

**\* 保育園等施設への来所が困難な相談及び研修等希望者への対応について**

川崎区保育・子育て総合支援センターにおいては、保育所、地域子育て支援センターに加え、区役所の保育総合支援担当を常駐させることを予定しており、保育士、栄養士、看護師等の専門職が区内の公立保育所3園に対応したエリアを担当し、来所、出張、派遣等、各施設の課題とニーズに合わせた対応を行う予定である。

**《意見》**

\* 保育・子育て総合支援センターは保育の質を担保する上でも大変期待されている施設であり、今後の各区への展開も含め、早急に推進してほしい。

\* 保育・子育て総合支援センターの設置についてはこれまでも議会で取り上げられてきた案件であり、施行期日や事業開始の遅延に関する説明を曖昧なものせず、議会へ詳細を報告するとともに、今後も適時適切に説明を行ってほしい。

\* 各区への同機能の施設の設置に当たっては、施設・機能の充実のみならず、保育士の増員についても併せて推進してほしい。

\* 本市北部の麻生区、宮前区においても一時預かり保育の受入れが少ないのが現状である。認可保育所の増設も重要であるが、各区の事情、ニーズ等を見定め、全区への保育・子育て総合支援センターの設置を推進するとともに予算配分等を検討してほしい。

- \* これまでの子育てイベントは施設を訪れないと申込みができないことが多いため、申込みのための時間の捻出に苦慮するという声を聞いている。新設される川崎区保育・子育て総合支援センターでイベントを開催するに当たっては、より多くの人が参加できるよう、受付方法について配慮してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第85号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 本市公立保育所の民営化の状況について

民営化を予定している本市公立保育所については、令和3年4月に民営化を完了する予定であり、今後民営化予定の園は6園残っている状況である。

\* 指定管理を行っている保育所の民営化の状況について

指定管理を行っていた保育所は全て譲渡又は貸付けにより民営化されており、現在残っている6園は全て公設公営保育所である。

\* 川崎市保育園条例の指定管理に関する条項について

川崎市保育園条例における指定管理に関する条項の今後の扱いについては議論が進んでいない状況であり、これからの検討課題である。

\* 保育・子育て総合支援センターに指定管理を導入する可能性について

保育・子育て総合支援センターの運営は公設公営と考えている。

\* 川崎市保育園条例における指定管理に関する条項の廃止予定について

指定管理に関する条項は「できる規定」であり、必ずしも指定管理を行う必要はないものである。「新たな公立保育所」以外の公立保育所の民営化が完了した際の判断により、条項を廃止することも考えられる。

\* 民営化推進の経過及び保育士不足等の各種課題への対応について

「民間でできることは民間で」との方針の下で民営化を進めてきており、結果として、保育所の定員増や一時保育等の事業の拡大につながった。民営化園に対しては保護者への説明等、民営化後のアフターフォローに取り組んでいるところである。保育士不足等の課題については民営化園に限ったものではないと認識しており、別途対応していくとともに、民営化園の保育士の質の確保等の対応を適切に行っていきたいと考えている。

\* 民営化推進の検証について

民営化の推進は行財政の面で成果を上げてきたところであるが、一方、民間の参入により保育の質が問われているところである。質の確保のため、民間でできない部分を本市が担う必要があると考えており、今般の川崎区保育・子育て総合支援センターの設置もその検証に基づいた取組の1つである。

《意見》

- \* これまで、唐突な指定管理導入の事案が議会に多々寄せられており、川崎市保育園条例において指定管理に関する条項が残っていることはそのような含みを持たせているように感じる。今後、保育園を指定管理に戻す、又は新たに指定管理を

行う等の状況が生じた際には、適時適切に議会へ情報提供を行ってほしい。

- \* 令和3年4月の完了を目指して推進する公立保育所の民営化は大規模な変革であり、これに伴って生じている民間で対応できない課題に対しては自治体としてしっかりと公的なサポートを行うとともに、民営化自体に対する適切な検証を行ってほしい。
- \* 保育に対する公的責任を果たすべきであるとの考えから公立保育所の民営化に反対してきた立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第86号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 県が実施している放課後児童支援員認定資格研修の委託先及び委託額について  
県が実施する研修の委託先は株式会社東京リーガルマインドであり、委託額は年間約2,000万円であると聞いている。
- \* 同研修の年間参加者数について  
県全体で年間約2,500名が参加していると聞いている。
- \* 本市が研修を民間委託により実施する場合に見込まれる費用について  
本市が実施することとなる研修は県の実施する研修の規模の約10分の1と見込まれ、単純に計算をすると年間約200万円を要すると見込まれる。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第92号 川崎区における町の名称の変更について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 町の名称変更に伴う道路上の各標識等の表示の変更に要する費用及び予算措置の状況並びに実施スケジュールについて  
信号機上部の表示等の変更については関係局と調整中であり、その費用についても正確な金額が出ていない状況である。今後、検討を進め、必要な予算措置を講じたいと考えている。スケジュールについては明確には定めていないが、本議案が議決された後、早急に対応を進めていく予定である。
- \* 町の名称変更に至るプロセスについて  
本件は町名変更の要望書が地域住民から提出されたのが発端であるが、他地域において名称変更の希望がある場合、事前に相談があれば個別に対応したいと考えている。
- \* 行政上「境町」が定められた大正11年当時の一般的な町名の読み方について  
地域における一般的な読み方については把握できていないが、大正11年に県によって町名告示がされた際に「さかいまち」と読み仮名が振られていたことを把握している。



\* 「さかいちょう」の読み方が地域で一般的になった時期について

「さかいちょう」の読み方が一般的になった時期については把握できていないが、現状、地域においては概ね「さかいちょう」の読み方が浸透している状況である。

\* 町の名称変更に伴って住民が行うべき手続の有無について

住民が行うべき手続は特にない。

\* 町の名称変更に関する周知について

名称変更に係る要望書の提出を受けて、十分な周知が行われているか否かの確認及び実態調査を行っており、変更を実施するに当たっても、ホームページ等による周知を行っていきたいと考えている。

\* 町の名称変更後における郵便局及び金融機関等での各種手続について

町の名称変更実施後、周辺の郵便局及び金融機関等での各種手続における町名の振り仮名の記載を誤った場合において、手続者に不都合は生じないことを確認している。

《意見》

\* 今回の対象となった境町以外にも、本市には行政上の名称と地域での一般的な呼称が異なっている地域があるため、引き続き地域の要望を聞いて対応を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 96 号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」

《意見》

\* 消費税率の引上げ自体に反対してきた立場であるため、消費税率の改定により契約変更を行う本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第 97 号 川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について」

《意見》

\* 消費税率の引上げ自体に反対してきた立場であるため、消費税率の改定により契約変更を行う本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第 98 号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

○ 「議案第 99 号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

○ 「議案第 100 号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更

について」

《一括審査の理由》

いずれも学校給食センターに係る契約変更に関する内容であるため、3件を一括して審査

《意見》

\* 消費税率の引上げ自体に反対してきた立場であるため、消費税率の改定により契約変更を行うこれらの議案には賛成できない。

《議案第 98号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第 99号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第 100号の審査結果》

賛成多数原案可決